



最高裁秘書第3003号

平成28年9月28日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

6月29日付け（同月30日受付，最高裁秘書第2229号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

平成28年6月16日付け最高裁人任第773号人事局長依頼「裁判官の略歴等の開示について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

最高裁人任第773号

平成28年6月16日

内閣総務官 殿

最高裁判所事務総局人事局長 堀 田 眞 哉

裁判官の略歴等の開示について（依頼）

1 裁判所では、これまで最高裁判所判事、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長以外の裁判官の略歴等について、裁判所が保有する文書の開示を求められた場合は、以下の取扱いとしていました。

また、貴官が保有されている裁判官の履歴書等（閣議書添付文書）について情報公開請求が行われた場合も同様の対応を依頼していました。

- (1) 判事任命資格調等の「年齢」、 「任命資格」及び「根拠法規」欄の記載は、不開示とする。
- (2) 履歴書の「本籍」、 「現住所」、 「出生地」、 「出生の年月日」及び「旧氏名」欄の記載並びに「事項」欄に記載された学歴及び司法修習生に命じられたこと等の略歴の一部（年月日、発令庁名を含む。）については、不開示とする。
- (3) 裁判官の兼官の任命を求める書面の兼官理由に関する記載は、不開示とする。

2 今般、裁判所において、裁判官の略歴等の開示について検討を行った結果、今後、全ての裁判官について、以下に掲げる項目の記載欄を開示するものと整理しました。

- (1) 判事任命資格調等の「年齢」、 「任命資格」及び「根拠法規」欄
- (2) 履歴書の「現住所」（空欄のものに限る。）及び「出生の年月日」欄

3 ついては、今後、貴官が保有されている裁判官の履歴書等（閣議書添付文書）

について情報公開請求が行われた場合にも、同様の対応をお願いします。